

改正内容総括表

※関係資料は、改正する条例の新旧対照表を掲載した議案第72号関係資料4-1～4-15
 ※条ずれ及び語句の整理等の改正は除く。

整理 番号	改正内容	条例 番号	該当条項	関係 資料	新旧対照 表該当 ページ
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進					
ア 質の高い公正中立なケアマネジメント					
①	介護予防支援について、居宅介護支援事業者も市の指定を受けて実施できるようになることから、以下の見直しを行う。 i 人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。 ii 管理者を主任介護支援専門員とするとともに、事業所の管理に支障がない場合に限り、兼務を可能とする。 iii 介護予防サービス計画の実施状況等に関して、市に情報提供する。	11	第6条第2項 第7条第3項 第7条第4項 第8条第3項 第14条第2項 第14条第3項 第34条第1項	4-11	1 2 2 3 3、4 4 9
②	居宅介護支援及び介護予防支援について、利用者の同意を得ること等の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする。	10	第17条第1項	4-10	6、7
		11	第34条第1項	4-11	7～9
イ 医療と介護の連携の推進					
①	訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについて、医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後のリハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、内容を把握することを義務付ける。	5	第87条第4項 第142条第4項	4-5	5 11
		7	第88条第1項 第127条第1項	4-7	6 13
②	介護保険施設等について、入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること等の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付ける。（特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は、協力医療機関を定めることについて努力義務） 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等について、市に提出しなければならない。 入所者が協力医療機関等に入院した後に、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるよう努める。	1	第26条第1項 第26条第2項 第26条第5項	4-1	2 2 3
		2	第29条第1項 第29条第2項 第29条第5項	4-2	4、5 5 6
		3	第29条第2項 第29条第3項 第29条第6項	4-3	2 2 3
		4	第235条第2項 第235条第3項 第235条第6項	4-4	33、34 34 35
		6	第216条第2項 第216条第3項 第216条第6項	4-6	29 29 30
		8	第127条第2項 第127条第3項 第127条第6項 第149条第2項 第149条第3項 第149条第6項 第175条第1項 第175条第2項 第175条第5項	4-8	25 25、26 26 31 31、32 32 38 38、39 39

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ
		9	第85条第2項 第85条第3項 第85条第6項	4-9	12 12 13
		12	第35条第1項 第35条第2項 第35条第5項	4-12	4、5 5 6
		13	第35条第1項 第35条第2項 第35条第5項	4-13	3、4 4 4、5
		14	第35条第1項 第35条第2項 第35条第5項	4-14	2、3 3 4
③	<p>介護老人福祉施設等があらかじめ定める緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることを義務付ける。</p> <p>1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うことを義務付ける。</p>	2	第24条の2第1項 第24条の2第2項	4-2	3、4 4
		8	第168条の2第1項 第168条の2第2項	4-8	36 36
		12	第26条の2第1項 第26条の2第2項	4-12	3 3、4
ウ 感染症や災害への対応力向上					
	<p>施設系サービス及び居住系サービスについて、感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努める。</p> <p>協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。</p>	1	第26条第3項 第26条第4項	4-1	2、3 3
		2	第29条第3項 第29条第4項	4-2	5、6 6
		3	第29条第4項 第29条第5項	4-3	2、3 3
		4	第235条第4項 第235条第5項	4-4	34 34、35
		6	第216条第4項 第216条第5項	4-6	29、30 30
		8	第127条第4項 第127条第5項 第149条第4項 第149条第5項 第175条第3項 第175条第4項	4-8	26 26 32 32 39 39
		9	第85条第4項 第85条第5項	4-9	12、13 13
		12	第35条第3項 第35条第4項	4-12	5 5、6
		13	第35条第3項 第35条第4項	4-13	4 4
		14	第35条第3項 第35条第4項	4-14	3、4 4

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ
エ 高齢者虐待防止の推進					
<p>短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録することを義務付ける。</p>	4	第25条第1項 第43条第2項 第55条第1項 第59条第2項 第106条第1項 第113条第2項 第156条第6項 第175条第8項 第195条第6項 第210条第8項 第256条第1項 第263条第2項 第274条第1項 第276条第2項	4-4	1、2 2、3 4 4、5 6、7 7 10、11 12、13 18 29、30 39、40 42、43 46、47 48	
	5	第73条第1項 第79条第2項 第86条第1項 第89条第2項 第96条第1項 第96条第2項 第96条第3項 第98条第2項 第141条第1項 第146条第2項	4-5	1、2 2 4 6 7 7 8 8、9 10 12	
	6	第57条第2項 第60条第1項 第138条第3項 第179条第3項 第249条第2項 第252条第1項 第263条第2項 第266条第1項	4-6	2 3 6 13、14 36、37 37、38 40、41 41、42	
	7	第75条第2項 第78条第1項 第85条第2項 第88条第1項 第94条第2項 第97条第1項 第97条第2項 第97条第3項 第124条第2項 第127条第1項	4-7	1、2 2、3 5 6、7 8 8、9 9、10 10 12 13、14	
	8	第26条第1項 第44条第2項 第53条第1項 第60条第2項 第61条の9第1項 第61条の19第2項 第61条の30第1項 第61条の37第2項 第72条第1項 第81条第2項 第94条第1項 第200条第1項	4-8	2、3 4、5 7 8 9 10 12、13 13、14 16、17 17、18 21、22 45、46	
	9	第42条第2項 第44条第1項 第55条第3項	4-9	4 5 8、9	
	10	第17条第1項 第33条第2項	4-10	5 8、9	
	11	第32条第2項 第34条第1項	4-11	6 7	

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ
オ 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し					
①	福祉用具貸与及び特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具（固定用スロープ、歩行器、単点杖、多点杖）の提供に当たっては、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分な説明等を行う。 福祉用具貸与について、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行う。 特定福祉用具販売について、特定福祉用具販売計画における目標の達成状況の確認等を行う。	4	第256条第1項 第257条第5項 第274条第1項 第275条第5項	4-4	39、40 41 46、47 48
		6	第252条第1項 第253条第5項 第266条第1項 第267条第5項	4-6	37、38 39、40 41、42 42、43
②	福祉用具貸与について、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。	4	第257条第1項	4-4	40、41
		6	第253条第1項	4-6	39
③	福祉用具貸与について、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務付ける。	4	第257条第6項	4-4	41
(2) 自立支援・重度化防止に向けた対応					
ア リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等					
①	介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があったときは、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなす。 通所リハビリテーション事業所及び訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院については、当該事業所の医師の配置基準について、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって基準を満たしているものとみなす。	5	第82条第3項 第138条第4項	4-5	3 9
		7	第81条第3項 第119条第4項	4-7	3、4 11
②	特定施設入居者生活介護について、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うことを義務付ける。	4	第229条の2第1項	4-4	33
		6	第212条の2第1項	4-6	28
イ 自立支援・重度化防止に係る取組の推進					
	短期入所系サービス及び施設系サービスについて、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならない。	2	第42条第5項	4-2	7
		4	第180条第5項 第215条第5項	4-4	13 30
		6	第159条第5項 第196条第5項	4-6	9 25
		8	第190条第5項	4-8	42
		12	第54条第5項	4-12	8
		13	第53条第5項	4-13	7
		14	第53条第5項	4-14	5

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ
(3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり					
ア 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり					
①	短期入所系サービス、居住系サービス、多機能系サービス及び施設系サービスについて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。	2	第33条の3第1項	4-2	6、7
		4	第167条の2第1項	4-4	11
		6	第142条の2第1項	4-6	7、8
		8	第108条の2第1項	4-8	22、23
		9	第65条の2第1項	4-9	9
		12	第42条の3第1項	4-12	7
		13	第41条の3第1項	4-13	6
		14	第41条の3第1項	4-14	5
②	特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護について、見守り機器等のテクノロジーを複数活用していることなど、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われている場合は、看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上とする。 ※現行：要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに1以上	4	第219条第9項	4-4	31～33
		6	第205条第9項	4-6	27、28
		8	第132条第11項	4-8	29、30

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ		
イ 効率的なサービス提供の推進							
①	全てのサービスについて、管理者が兼務できる事業所の範囲を、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	1	第14条第4項	4-1	1		
		3	第13条第3項 附則第7条第4項	4-3	1、2 5		
		4	第8条第1項 第45条第1項 第51条第1項 第62条第1項 第102条第1項 第134条第1項 第150条第1項 第185条第1項 第220条第1項 第242条第1項 第252条第1項 第269条第1項	4-4	1 3 3、4 5、6 6 9 9、10 13、14 33 37 39 46		
		5	第67条第1項	4-5	1		
		6	第51条第1項 第62条第1項 第132条第1項 第169条第1項 第206条第1項 第230条第1項 第241条第1項 第258条第1項	4-6	1 3、4 5、6 9 28 32 35、36 40		
		7	第67条第1項	4-7	1		
		8	第9条第1項 第50条第1項 第61条の4第1項 第61条の24第1項 第64条第1項 第68条第1項 第113条第1項 第123条第1項 第133条第1項 第169条第1項	4-8	2 6、7 8、9 12 14 16 24 24、25 30、31 37		
		9	第8条第1項 第12条第1項 第74条第1項 第81条第1項	4-9	1 2、3 11 11		
		10	第7条第3項	4-10	2		
		12	第27条第1項	4-12	4		
		14	第27条第1項	4-14	1、2		
		②	小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護における管理者について、他の事業所の管理者及び従事者との兼務可能なサービス類型を限定しない。	8	第85条第1項 第195条第1項	4-8	20 44、45
				9	第47条第1項	4-9	7、8
③	居宅介護支援について、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合及び同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明し、理解を得ることを努力義務とする。	10	第8条第3項	4-10	3、4		
④	居宅介護支援について、人員基準を、原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。 ※現行：利用者の数が35又はその端数を増すごとに1	10	第6条第2項 第6条第3項	4-10	1 1、2		

整理番号	改正内容	条例番号	該当条項	関係資料	新旧対照表該当ページ
(4) その他					
①	全サービスについて、運営規程の概要等の重要事項については、事業所内での「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載・公表することを義務付ける。	3	第30条第3項	4-3	4
		4	第35条第3項 第262条第3項	4-4	2 42
		6	第56条の4第3項 第248条第3項	4-6	2 36
		8	第36条第3項	4-8	4
		9	第34条第3項	4-9	3
		10	第26条第3項	4-10	8
		11	第25条第3項	4-11	5
		12	第36条第3項	4-12	6
		13	第36条第3項	4-13	5
		14	第36条第3項	4-14	5
②	看護小規模多機能型居宅介護について、「通い」・「泊り」で提供されるサービスに、看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する法改正があったことから、その旨を運営基準においても明確化する。	8	第200条第1項	4-8	45
③	居宅療養管理指導について、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する更なる周知の必要性等を踏まえ、令和6年3月31日までとされている以下の義務付けに係る経過措置期間を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。 i 虐待の発生又はその再発を防止するための措置 ii 業務継続計画の策定等	15	附則第2条 附則第3条	4-15	1～10

【附則】

○施行期日（第1条）

令和6年4月1日

ただし、条例番号5及び7は、令和6年6月1日施行とする。

○経過措置（第2条～第6条）

- ・第2条 重要事項のウェブサイトへの掲載の実施義務については、令和7年3月31日まで経過措置期間を設ける。
- ・第3条 短期入所系サービス及び多機能系サービスにおける身体的拘束等の適正化のための措置に関する実施義務については、令和7年3月31日まで経過措置期間を設ける。
- ・第4条 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置義務については、令和9年3月31日まで経過措置期間を設ける。
- ・第5条 特定施設入居者生活介護における口腔衛生の管理体制の整備に関する実施義務については、令和9年3月31日まで経過措置期間を設ける。
- ・第6条 施設系サービスにおける協力医療機関との連携に関する実施義務については、令和9年3月31日まで経過措置期間を設ける。